

## ほう素、ふっ素及び硝酸性窒素等に係る 暫定排水基準の見直しに向けた検討等について



平成 30 年 9 月 11 日に、環境省で第 26 回中央環境審議会水環境部会排水規制等専門委員会が行われ、その中で、平成 31 年の 6 月末を期限として暫定排水基準が適用されているほう素、ふっ素及びアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物（以下硝酸性窒素等）について、期限を迎える為、適用されている各業種（現在 12 業種）に対して、平成 31 年 7 月以降に適用される排水基準を定める必要があるとして話し合いが行われました。

今回の検討では特に、温泉を利用する旅館業については小規模な事業者が多いことに加え、そもそもの排水における水質組成において、成分調整が事実上不可能な源泉の水質組成に依っていることや、源泉は自然由来で湧出していることによる排水処理の困難さに焦点が当てられています。

今後のスケジュールとしては、温泉を利用する旅館業について、排水基準の設定経緯及びこれまでの見直しに関する主な課題、排水の実態、温泉排水処理技術の開発等に向けた取組状況について整理を行い、今後の方向性を検討するとともに、他の業種を含めたほう素、ふっ素及び硝酸性窒素等全般に係る暫定排水基準の見直しについても業種に応じた所要の検討を行うとしています。具体的には平成 30 年 12 月 3 日及び 2～3 月に排水規制等専門委員会を実施し、3～4 月にパブリックコメントの実施、4～5 月に中央環境審議会水環境部会への諮問、5～6 月に改正省令の公布、7 月 1 日に改正省令の施行となっております。

当社では、ほう素、ふっ素及び硝酸性窒素等を始め、排水の分析について多くの実績と経験があります。ご不明な点がありましたら、お気軽にお問い合わせください。

資料 2018 年 9 月 11 日付 中央環境審議会水環境部会排水規制等専門委員会発表資料

環境検査箇所 清水圭介